

広島県告示第九百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止年月日
クオール株式 会社	東京都港区虎ノ門 四丁目三番一号 城山トラストタワ 一三七階	クオール薬局 府川町店	府中市府川町一〇 〇番地一七	平成三〇年九 月三〇日
クオール株式 会社	東京都港区虎ノ門 四丁目三番一号 城山トラストタワ 一三七階	クオール薬局 江田島店	江田島市能美町中 町四七一五番地六	平成三〇年九 月三〇日
クオール株式 会社	東京都港区虎ノ門 四丁目三番一号 城山トラストタワ 一三七階	クオール薬局 安芸太田店	山県郡安芸太田町 下殿河内二二六番 三	平成三〇年九 月三〇日
クオール株式 会社	東京都港区虎ノ門 四丁目三番一号 城山トラストタワ 一三七階	つくし薬局	山県郡安芸太田町 加計三四八五番地 一一	平成三〇年九 月三〇日
クオール株式 会社	東京都港区虎ノ門 四丁目三番一号 城山トラストタワ 一三七階	快生薬局	神石郡神石高原町 小島一五〇一番地 一	平成三〇年九 月三〇日